

東日本大震災に伴う対応と大規模災害対策について

去る3月11日、東日本大震災が発生し、三陸沖を震源とする観測史上最大の地震と、それに伴う津波が、東日本の広い範囲にわたって、想像を絶する被害をもたらした。

さらに、東京電力・福島第一原子力発電所の事故はいまだ終息に至らず、不安定な状況が続くなど、この度の大震災は、我が国全体の国民生活や経済に深刻な影響をもたらしている。

この度の震災により犠牲となられた方々に対し、衷心より哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様に対して、心からお見舞いを申し上げる。

この大規模災害に対し、これまでも中国ブロック各県においては、被災地支援に取り組んできたところであり、今後とも最大限の対応を図って参る所存である。

その一方で、東日本大震災による被害の範囲や規模を鑑みると、中国地方において大規模災害が発生した際には、安全確保や災害復旧をはじめ、産業面への影響についても、中国5県だけでの対応には限界があると言わざるを得ない。

加えて、未曾有の災害である東日本大震災の復興には、被災自治体のみならず、被災者受入自治体やその他の自治体が広範囲にわたり、様々な支援を講じなければならない状況の中、現行の災害救助法の枠組みや地方財政制度での対応にも限界がある。

このため、政府においては、今般の東日本大震災を踏まえ、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

1 防災対策の検証と被災地域への支援方策の確立

国において、東日本大震災の原因分析と防災対策の検証を行うとともに、この度のような大規模・広範囲に及ぶ災害が起こることを前提とした上で、国による被災自治体への支援方策を確立するほか、迅速・円滑に支援を行うため、国が主体となって、支援の内容、方法等を早急に把握・調整し、支援する自治体と支援される自治体とをマッチングする被災地支援制度を構築すること。

2 原子力発電所の安全確保

原子力発電所の立地地域のみならず、周辺地域においても、住民が安心して暮らすためには、一層の安全対策の確保が必要であることから、今回の福島第一原子力発電所の事故原因の徹底究明と原子力発電所の安全基準などの検証を行うとともに、新たな知見に基づき安全対策の徹底を図ること。

特に、自治体や住民が正確な情報に基づき対処できるようにする

ため、今回、原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことに鑑み、現在は8～10キロとされているEPZ「防災対策を重点的に充実すべき範囲」について見直しを行うこと。また、当該地域について、モニタリングポストの設置やスピーディネットワークシステム端末の各自治体への設置等により、一層の監視体制や影響予測情報の提供体制を構築すること。

さらに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずるとともに、防護服・サーバイメーターの配備や医療体制や避難体制の整備等への財政的支援を充実すること。併せて、電気事業者に対し、安全対策の早期実施や関係自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。

3 放射線の影響に関する正確な情報の発信

福島第一原子力発電所の事故によって、諸外国の日本に対するイメージは悪化しており、中国地方においても、農林水産物を始めとする食品等の輸出時に相手先から産地証明書等を求められ、輸出コンテナについても安全性の証明を求められる場合があるほか、外国人観光客の減少などの影響が出ているなど、風評被害の拡大防止が喫緊の課題となっている。

こうしたことから、中国地方の安全性を積極的にアピールするため、関係諸外国へ正確な情報を発信するとともに、渡航自粛等の措置を順次解除するように、各国政府へ強力に働きかけを行うなどの必要な措置を講ずること。

4 災害に強いインフラの整備

東日本大震災を踏まえ、地震・津波対策に係る基準や指針等の見直しを行うとともに、防災上重要な公共土木施設の整備を推進すること。

また、大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があり、空港、港湾、道路等の交通インフラにおける適切な耐震施設の配置や多重性・代替性を向上させる緊急輸送ネットワークの整備を推進するとともに、関係者の協力体制の構築に向けた支援を行うこと。

5 エネルギー政策の大転換

この度の震災及び原子力災害を踏まえ、これまでの我が国のエネルギー政策を抜本的に見直し、国民的な議論を行った上で、今後のエネルギー政策の新たなビジョンを早急に策定すること。新ビジョンにおいては、その具体的な工程を明らかにするとともに、太陽光、バイオ

マス、風力など、地域の特性を生かした再生可能な新エネルギーの普及促進を更に加速させること。

併せて、買取制度の拡充や技術開発の積極的な推進を行うとともに、各地域に潜在する再生可能エネルギーをその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を講ずること。

6 復旧・復興に向けた地方経済対策と地方財源の確保

- (1) 東日本大震災により、被災地のみならず、日本全体の地域経済に深刻な影響を及ぼしている。特に経営基盤が弱い中小企業の支援など、地域経済が停滞から脱却できるような対策を講ずること。
- (2) 平成24年度の地方財政対策においては、東日本大震災の復旧・復興・支援に係る財源は別途確保した上で、地方団体の財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (3) 東日本大震災の復興財源として、政府内に地方公務員の給与カットにより地方交付税を削減する意見があるが、地方は自らの判断により給与を決めることとなっており、加えて国に先駆けて血のにじむような懸命の行財政改革に取り組んでいる。
国と地方の協議の場や国会において、必要な制度や法令等について議論することなく、地方の努力を無にするような地方の固有財源である地方交付税総額の削減を行わないこと。
- (4) 今回の震災で甚大な被害を被った被災県の財政的、事務的負担軽減の観点から、災害支援に要した経費を、支援した県が直接国へ求償できるよう災害救助法の制度を改正すること。
- (5) 被災地以外の自治体においては、避難者の受入れ、受入れの際の一時的な生活資金や生活器具・家電等の給付等、職員派遣など幅広い支援のほか、地域の中小企業への支援など震災の影響による景気への対策も講じており、これらの経費について、災害救助法の適用範囲の見直しも含め確実に財政措置を講ずること。

平成23年5月30日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	二井	関成